○農林水産省令第十三号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日　農林水産大臣　林　芳正

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項第八号中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に、「支援決定」を「再生支援決定」に改める。

別紙様式第六号㈠第十付表1記載上の注意11及び別紙様式第七号㈠第九付表1記載上の注意11中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第六号㈠第九付表1及び別紙様式第七号㈠第八付表1中

「19　株式会社企業再生支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による保証付」

を

「19　株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による保証付」

に改める。

附　則

この省令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

○農林水産省令第十四号

農業近代化資金融通法施行令及び農業信用保証保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第六十六号）の施行に伴い、及び農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）第三条第五号の規定に基づき、農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日　農林水産大臣　林　芳正

農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第七号中「第一条第七号又は第八号」を「第一条第六号、第八号又は第九号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。